

ニセコ町農業集落排水事業経営戦略

平成 29 年（2017年） 3 月 策定

令和 7 年（2025年） 3 月 改定

ニセコ町

二セコ町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 二セコ町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (供用開始後20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	6.5	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1(昆布処理区:蘭越町・二セコ町)		
処理場数	0(隣接する蘭越町の農業集落排水施設に接続)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町においては、公共下水道による集合処理や合併処理浄化槽による個別処理を推進しているが、蘭越町に隣接する西富地区(計画人口70人)については、当初より蘭越町との広域での農業集落排水事業として実施しているところ。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町下水道事業の料金体系は、普通用と季節用に区分し、基本料金及び基本水量を設定しており、基本水量を超えた部分に超過料金を適用します。現行の料金体系については右欄のとおりです。		<普通用> 基本使用料 6㎡まで 1,650円/月 超過使用料 1㎡増すごとに 150円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	本町下水道事業の料金体系は、普通用と季節用に区分し、基本料金及び基本水量を設定しており、基本水量を超えた部分に超過料金を適用します。現行の料金体系については右欄のとおりです。		<普通用> 基本使用料 6㎡まで 1,650円/月 超過使用料 1㎡増すごとに 150円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	本町下水道事業の料金体系は、普通用と季節用に区分し、基本料金及び基本水量を設定しており、基本水量を超えた部分に超過料金を適用します。現行の料金体系については右欄のとおりです。		<季節用> 基本使用料 20㎡まで 9,900円/年 超過使用料 1㎡増すごとに 300円		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,750 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,364 円
	令和5年度	3,750 円		令和5年度	4,277 円
	令和6年度	3,750 円		令和6年度	4,246 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	農業集落排水事業は、簡易水道事業、公共下水道事業と合わせ、上下水道課で実施しています。上下水道課の職員数は4名です。
事業運営組織	上記のとおり、簡水・下水・農集の3公営事業を一部署で実施することにより、事務の効率化、運営効率向上を図っています。 また、財務面では財政部署との連携を図っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	当町の農業集落排水事業は、隣接する蘭越町との広域事業として実施している。当町分は末端管渠の一部分のみとなっており、処理場は持たず、蘭越町管渠に接続している方法となっていることから、各種の取組については、蘭越町と連携を図りながら、全体での経営効率化の検討を進めていく。
	イ 指定管理者制度	同上
	ウ PPP・PFI	同上
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	当町では処理場を有していないが、各種の取組については、蘭越町と連携を図りながら、全体での経営効率化の検討を進めていく。 現在、蘭越町の処理場で発生する汚泥については、脱水後、農家に搬送のうえ堆肥化し、資源循環を図っている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	当町の農業集落排水事業施設は管渠及びマンホールポンプ所(1か所)のみであり、該当する施設はないが、各種の取組については、蘭越町と連携を図りながら、全体での経営効率化の検討を進めていく。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

本町農業集落排水事業は、隣接する蘭越町との広域事業として実施しており、本町分については、末端管渠の一部分のみとなっており、処理場は持たず、蘭越町管渠に接続している方法となっています。
このため、本町分のみを切り取ってみると事業規模が極めて小さくなるため、数値の変動も大きく、類似比較等(汚水処理原価等)では留意する必要があります。
広域事業として蘭越町と連携を図りながら、全体の経営効率化の検討が求められています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

当該農業集落排水区域は範囲が狭く処理件数も23戸程度であり、今後処理区域拡大の予定も無いため、処理区域内人口は現状とへ変わらないものと予想されます。

(2) 有収水量の予測

上記(1)処理区域内人口の予測から、しばらくの間変動がないものと予想されます。なお、その後は、人口が減少傾向に向かうことから、長期的にみると減少傾向は進むものと考えられます。

(3) 使用料収入の見直し

上記(2)有収水量の予測から、しばらくの間変動がないものと予想されます。その後は緩やかに人口減少が進むと見込まれており、料金収入も同様に緩やかに減少するものと予想されます。なお、令和元年(2019年)に将来の設備投資に向けて料金改定を行い、同年12月分から新料金を適用していますが、簡易水道事業で検討が進められている料金体系の見直しに合わせ、住民の理解を得つつ、料金体系見直しを検討していきます。

(4) 施設の見直し

供用開始から20年が経過しているものの、管渠の耐用年数は50年とされているため、更新は直近の課題となっておりません。ただし、機械・電気設備の耐用年数は10～30年であり、耐用年数を経過した設備もあることから、適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制しています。

(5) 組織の見直し

本町の農業集落排水事業は、簡易水道事業と公共下水道事業を合わせて、管理職を含め5名(うち1名は会計年度任用職員)で運営しています。処理施設全体の管理業務を民間事業者へ委託し、業務負担の軽減を図っていますが、民間事業者を管理・指示できる知識・技術を有する町職員が少ないため、将来に向けて専門知識を有する職員の採用が大きな課題となっています。

3. 経営の基本方針

本町の生活排水は、公共下水道、農業集落排水の集合処理と、浄化槽による個別処理によって処理されています。
本町は農業集落排水事業の経営を通じ、「環境モデル都市」として水環境を保全していくとともに、公衆衛生の向上等により快適な暮らしの確保を図っていきます。また、国際観光リゾートを有することからも、適正処理による環境対策と資源の循環を推進し、本町の価値・魅力の向上を図ることにより、第5次総合計画に掲げる「環境創造都市ニセコ」の実現に寄与していきます。

【基本方針】

(環境の保全・改善、循環)

汚水の適正処理により水環境を保全するとともに、発生する汚泥の堆肥化など資源循環を進め、環境対策に努めます。

(住みよい快適な暮らし、国際観光リゾートへの貢献)

公衆衛生の向上と快適な暮らしを確保し、循環型社会システムを構築していくことで、社会基盤機能や国際観光リゾートとしての魅力の維持・発展に貢献します。

(農業集落排水事業の持続的運営)

広域事業として実施している蘭越町と連携のうえ、効率的な整備、運営により経営の健全化に努めるとともに、適切な維持管理により施設を保持し、将来にわたる持続的なサービスを提供します。

○主な取り組み

・施設の長寿命化 ・不明水対策 ・処理区域内人口の増加(住宅不足解消、移住・定住)、・水洗化率の向上

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	施設の長寿命化に向けて、最適整備構想による設備更新を計画的に進め、投資経費の平準化を図り、経営の安定化に努めます。

○投資の目標に関する事項

現在、面整備は完了しているため、今後は維持管理・施設更新への投資が主となっていきます。
今後の施設更新実施にあたっては、施設の長寿命化を図るため、蘭越町において令和2年度に最適整備構想を策定しており、計画的かつ効率的な更新対策を進め、経営の安定化に努めます。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠については、当面は大規模更新等は見込んでいませんが、管渠清掃やマンホール補修など適正な維持管理に努めていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	施設の長寿命化に向けた更新事業に係る国庫補助金や企業債等の資金調達に努めるとともに、経営状況に応じた料金改定の見直しも継続して検討していきます。

○財源の目標に関する事項

令和2年度に蘭越町にて最適整備構想を策定しており、この最適整備構想に基づき、今後の更新事業については補助金や企業債などの財源を見込み、計画的な更新を図ります。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

処理区域内の人口予測や有収水量の予測から、しばらくの間変動はないものと予想されますが、引き続き一般会計繰入金が必要となる見込みです。

一般会計の負担軽減と下水道経営の健全化に向けて、簡易水道事業で検討が進められている料金体系の見直しに合わせ、住民の理解を得つつ、料金体系見直しを検討していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

現在、簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含めた3事業を一部署で実施することにより、事務の効率化、運営効率向上、技術系職員の確保を図っており、公共下水道事業において必要用最小限の人件費を計上しています。

(修繕費に関する事項)

修繕費を適正に計上し、予防的修繕も計画的に実施することにより、トータルでのコスト軽減を図っていきます。

(動力費・薬品費・委託費に関する事項)

主体となる蘭越町と連携を図り、より安定的かつ効率的・経済的な経営に努めていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	面整備が完了し、処理区域外については浄化槽の設置促進を図っている状況にありますが、一方で人口が微増傾向にあり、慢性的な住宅不足状況が続いていることも考慮のうえ、新規投資に当たっては費用対効果の評価のもと最適化を図っていきます。
投資の平準化に関する事項	今後の老朽化施設の更新にあたっては、令和2年度に蘭越町にて最適整備構想を策定しており、補助金や企業債などの財源を見込み平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFIの活用は、本事業の現状から困難と判断していますが、ポンプ場管理の民間委託事業者との連携を密にし、効率的な運営に努めていきます。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和元年12月分から新料金とし収入基盤の見直しを図りました。簡易水道事業で検討が進められている料金体系の見直しに併せ、使用者の適正な費用負担について検討し、必要な場合は住民理解を得て、料金体系の見直しを図っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	本町として現在は、該当する資産、計画はありませんが、蘭越町と連携のうえ、エネルギーの有効活用など情報収集に努め、収入増・経費節減につながるものは、積極的に検討していきます。
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	蘭越町と連携のうえ、新たな制度・取組について情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業としては人件費の計上はありませんが、簡水・下水事業を含めた3事業としては、技術系職員の確保手法など、新たな制度・取組について情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
動力費に関する事項	蘭越町と連携のうえ、経済面・環境面から最適な契約先について検討していきます。
薬品費に関する事項	蘭越町と連携のうえ、新たな制度・取組について情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
修繕費に関する事項	修繕費の適正計上によるトータルコストの軽減を図りつつ、発注方法の工夫・見直しなども進めていきます。
委託費に関する事項	蘭越町と連携のうえ、新たな制度・取組について情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
その他の取組	継続して不明水対策を実施し、経営の安定化を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	都度、進捗状況を確認、検証するとともに、蘭越町の経営戦略とも整合性を図り、必要に応じて見直しを行います。
---------------------	--

経営比較分析表（令和5年度決算）

北海道 ニセコ町

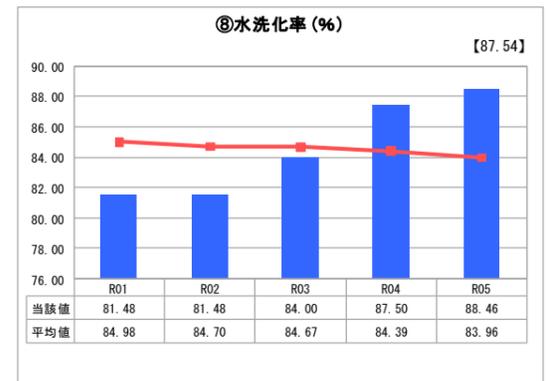
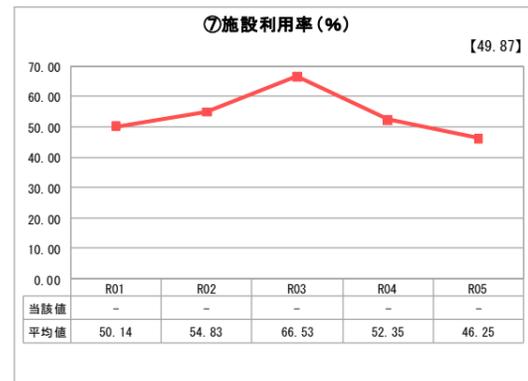
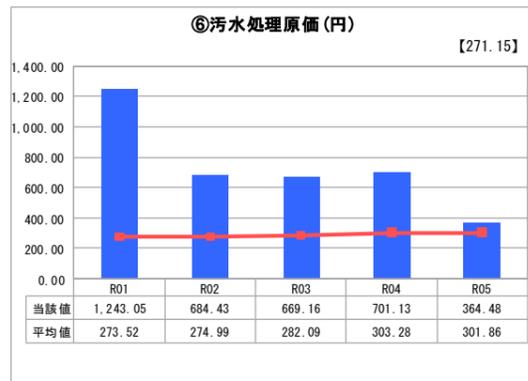
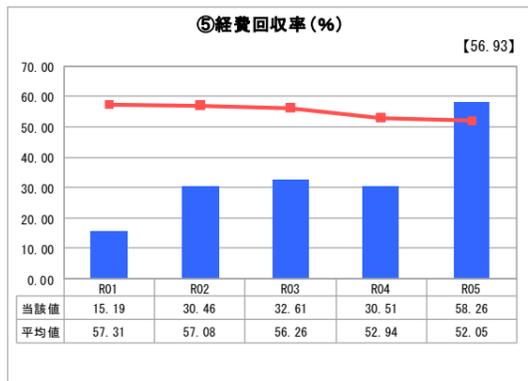
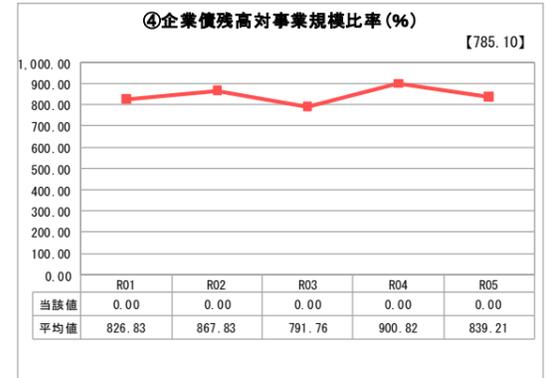
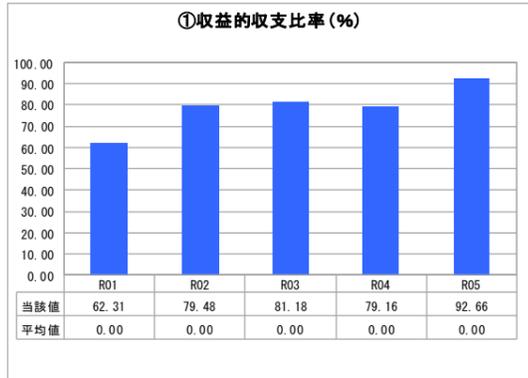
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.50	101.64	3,750

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,481	197.13	27.80
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
26	0.04	650.00

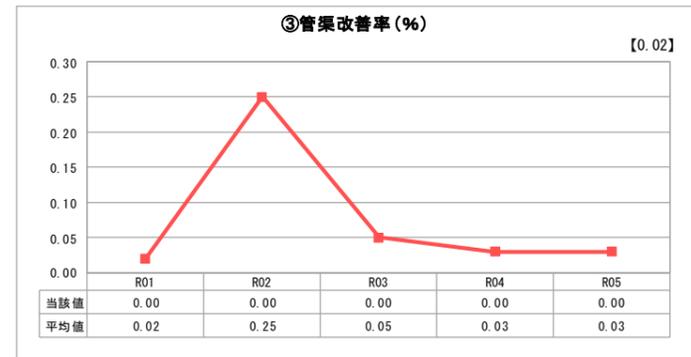
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業については、隣接する蘭越町との広域事業として実施している。本町分については、末端管渠の一部のみとなっており、処理場は持たず、蘭越町管渠に接続している方法となっている。このため、本町分のみを切り取ってみると事業規模が極めて小さくなるため、数値の変動も大きく、類似比較等（汚水処理原価等）では留意する必要がある。なお、R3年度から蘭越町主体で処理場等の更新事業が進められている。

2. 老朽化の状況について

供用開始してから18年が経過しているが、管渠更新について当面問題ないと考えている。引き続き、管渠清掃やマンホール補修など適正な維持管理に努めていく。処理場の設備更新等については、広域事業として蘭越町と連携しながら計画的に実施する予定としている。

全体総括

事業としての規模、諸条件（処理区域内人口、人口密度、地理的条件）を考慮しつつ、広域事業として蘭越町と連携を図りながら、全体の経営効率化の検討を進めていく。また、限られた内容となるが町単独の取り組みとして更なる水洗化率向上等を進めていく。なお、公営企業会計への移行に合わせ、農集会計を下水道会計の一部門として編入し、経営の効率化を図っている。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度				
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	前々年度 (決算)	前年度 (決算)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	3,887	3,908	3,904	3,921	3,924
	(1) 営 業 収 益 (B)	421	442	438	453	434
	ア 料 金 収 入	421	442	438	453	434
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)					
	ウ そ の 他					
	(2) 営 業 外 収 益	3,466	3,466	3,466	3,468	3,490
	ア 他 会 計 繰 入 金	3,466	3,466	3,466	3,468	3,490
	イ そ の 他					
	2 総 費 用 (D)	3,352	1,984	1,828	1,923	1,155
	(1) 営 業 費 用	2,772	1,451	1,343	1,485	745
	ア 職 員 給 与 費					
	ウ ち 退 職 手 当					
	イ そ の 他	2,772	1,451	1,343	1,485	745
	(2) 営 業 外 費 用	580	533	485	438	410
	ア 支 払 利 息	580	533	485	438	410
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息						
イ そ の 他						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	535	1,924	2,076	1,998	2,769	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,334	1,034	1,734	9,838	1,624
	(1) 地 方 債			800	8,800	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債					
	(2) 他 会 計 補 助 金	2,334	1,034	934	1,038	1,624
	(3) 他 会 計 借 入 金					
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金					
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金					
	(6) 工 事 負 担 金					
	(7) そ の 他					
	2 資 本 的 支 出 (G)	2,886	2,933	3,844	11,945	3,080
	(1) 建 設 改 良 費			863	8,915	
	ウ ち 職 員 給 与 費					
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,886	2,933	2,981	3,030	3,080
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金					
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金					
(5) そ の 他						
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 552	△ 1,899	△ 2,110	△ 2,107	△ 1,456	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 17	25	△ 34	△ 109	1,313	
積 立 金 (K)						
前年度からの繰越金 (L)	135	118	143	109		
前年度繰上充用金 (M)						
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	118	143	109		1,313	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)						
実 質 収 支 黒 字 (P)	118	143	109		1,313	
(N)-(O) 赤 字 (Q)						
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)						
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	62.3	79.5	81.2	79.2	92.7	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)						
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	421	442	438	453	434	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)						
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	41,333	421	442	438	453	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)						
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)						
地 方 債 残 高 (X)	34,112	31,179	28,997	34,767	31,687	
○他会計繰入金						
区 分		年 度				
		前々年度 (決算)	前々年度 (決算)	前々年度 (決算)	前々年度 (決算)	前年度 (決算)
収 益 的 収 支 分		3,466	3,466	3,466	3,468	3,490
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	3,466	3,466	3,466	3,468	3,490
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金					
資 本 的 収 支 分		2,334	1,034	934	1,038	1,624
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	2,334	1,034	934	1,038	1,624
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金					
合 計		5,800	4,500	4,400	4,506	5,114

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円) (単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔決見〕	本年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和15年度 (2033年度)
資本的収入	1. 企業債													
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9. その他													
	計 (A)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
資本的支出	1. 建設改良費													
	うち職員給与費													
	2. 企業債償還金			3,230	4,370	4,426	4,422	4,172	4,002	2,868	2,422	1,780		
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
	5. その他													
計 (D)			3,230	4,370	4,426	4,422	4,172	4,002	2,868	2,422	1,780			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			3,230	4,369	4,425	4,421	4,171	4,001	2,867	2,421	1,779	△ 1	△ 1	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			2,722	2,671	2,314	2,314	2,314	2,314	2,314	2,314	1,779	△ 1	△ 1
	2. 利益剰余金処分量			508	1,698	2,111	2,107	1,857	1,687	553	107			
	3. 繰越工事資金													
	4. その他													
計 (F)			3,230	4,369	4,425	4,421	4,171	4,001	2,867	2,421	1,779	△ 1	△ 1	
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)			391,641	387,271	382,845	378,423	374,251	370,249	367,381	364,959	363,179	363,179	363,179	

○他会計繰入金

(単位:千円) (単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔決見〕	本年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和15年度 (2033年度)
収益的収支分				5,205	6,014	6,213	6,597	6,542	6,465	6,285	6,162	5,598	5,284	4,889
	うち基準内繰入金			5,205	6,014	6,213	6,597	6,542	6,465	6,285	6,162	5,598	5,284	4,889
	うち基準外繰入金													
資本的収支分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計				5,205	6,014	6,213	6,597	6,542	6,465	6,285	6,162	5,598	5,284	4,889

原価計算表

供用開始年月日 年 月 日
 処理区域内人口 人
 計算期間 自 年 月至 年 月
 (年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	468	430		430
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他		2		2
合 計	468	432	0	432

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			0
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料			0
そ の 他	1,838	1,757		1,757
小 計	1,838	1,757	0	1,757
ポンプ場費	人件費			0
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他				0
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費			0
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他				0
小 計	0	0	0	0
一般管理費	人件費			0
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料			0
そ の 他				0
小 計	0	0	0	0

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
資本費				
支 払 利 息	474	142		142
減 価 償 却 費	5,204	4,420		4,420
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	5,678	4,562	0	4,562
合 計 (Y)	7,516	6,319	0	6,319

資 産 維 持 費 (Z)	4,428
使用料対象経費(Y)+(Z)	10,747

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =$ 4.0%

<使用料水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。